

# 第3次淡路市行政改革大綱

(平成27年12月)

兵庫県淡路市

## 目 次

大綱の見直しについて	1
策定の趣旨	1
1 計画期間	1
2 基本方針	1
3 今後の財政見通し	2
4 公表	2
重点取り組み事項	2
1 市民と行政との双方向的コミュニケーション	2
2 魅力あるまちづくり	2
3 市立集会所やその他公共施設の在り方	3
4 市営住宅の在り方	3
5 行政評価システム等の活用	3
6 第三セクターの抜本的見直し	3
7 借地契約の見直し	4
8 民間委託や民間移譲の推進	4
9 下水道加入の促進	4
10 収納率の改善	4
これまでの成果と今後の数値目標	4

## 大綱の見直しについて

これまで市において、平成18年(2006年)5月に『淡路市行政改革大綱』を、平成22年(2010年)3月には、平成22年度から平成26年度(2014年)までを計画期間とした『第2次淡路市行政改革大綱』を策定し、多様化する市民ニーズと社会情勢への確に対応するため、持続可能な身の丈に合った行政システムの構築を図ってきました。

具体的には、

事務事業の再編、整理、統合及び廃止

指定管理者制度の活用をはじめとした民間委託等の推進

定員管理の適正化の推進

をはじめとして、集中改革プランや行財政改革の取組項目を策定し、財政の健全化を推進してきました。

しかし、平成19年(2007年)6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が公布され、参考指標であったが、これに基づき算定した平成19年度決算における将来負担比率が早期健全化基準の350%を上回る371%となった。

この結果を踏まえ、早急に改善できる事業項目を整理し、平成20年度(2008年)決算では319.8%に改善し、イエローカードに当たる早期健全化団体とはならなかったものの、この指標が示すとおり、危機的な財政状況が続いている裏付けでもあった。なお、平成26年度決算における将来負担比率は229.2%となっている。

市では、これまでの行財政改革をより推進するため、平成21年(2009年)3月に「淡路市新行財政改革推進方策」を策定し、平成30年度(2018年)までの10年間を計画期間とした、全156項目(策定当初)の改革項目を掲げ、自主財源の確保、職員の定員・給与や公の施設の配置、事務事業を見直すなど、市民、議会、職員の理解を得て取り組んでいます。

平成17年度(平成2005年)から平成21年度までの集中改革プランの実施により、およそ74億円、達成率76%の効果を上げる結果となっており、淡路市新行財政改革推進方策においても、平成26年度では、計画に対する達成率は、累積ベースで約81%となっている。

## 策定の趣旨

### 1 計画期間

淡路市新行財政改革推進方策の計画期間が平成30年度に終了することに合せて、平成27年度(2015年)から平成30年度までを計画期間とした「第3次淡路市行政改革大綱」を策定し、財政の健全化を目指す。

### 2 基本方針

これまでの行政改革大綱や淡路市新行財政改革推進方策に掲げた行財政改革項目に対し、引き続き、改革に取り組むこととし、特に進捗が見られない項目については、重点的取組事項と位置付けて、行財政改革を推進していくこととする。

また、市を取り巻く環境は、経済の低迷により財政への影響が続いており、国が進める三位一体の改革や地方分権、少子高齢化など社会経済情勢の変化や、近年、市民の価値観が多様化、複雑化する中での公平かつ公正で効率的、効果的な市民サービスを実現し、『自助、共助、公助』の考え方を踏まえ、公民の望ましい役割分担を明確にして、健全で、身の丈に合った行財政運営を図る。

次代を担う子どもたちのため、明るい未来の実現のため、今の時代にできる行財政改革は確実に実施し、悔いの残らない仕組みや制度を確立することが、今を生きる私たちの責務である。

### 3 今後の財政見通し

平成19年には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく将来負担比率が、早期健全化基準の350%を上回る371%となり、このままでは、自己決定権が制限される早期健全化団体に陥ることから、これまでの市政の継続性と安定性を確保しつつ、市民と共に痛みを分かち合いながら、行財政改革に積極的に取り組んだ結果、平成26年度決算では229.2%となり、一定の道筋を立てることができた。

しかし、税収などの自主財源が乏しい脆弱な財政体質であるがゆえに、今後も地方財政対策における制度改正によっては、直接的に大きな影響を受ける懸念がある。

また、平成28年度から平成32年度にかけて普通交付税が段階的に縮減され、平成33年度からは一本算定となる。これに係る影響額は、臨時財政対策債を含め約28億円であったが、平成26年度から支所経費の基準財政需要額への算入、平成27年度からは、合併したことにより面積が拡大したことなど、想定されていなかった財政需要を反映した同算定により、影響額は縮小されるものと思われるが、引き続き、自主財源の確保と徹底した歳出抑制に努める必要がある。

### 4 公表

淡路市新行財政改革推進方策のこれまでの成果については、市のホームページ等を通じて、市民等に公表する。

#### 重点取組事項

#### (全般)

#### 1 市民と行政との双方向的コミュニケーション

行財政改革の一環として歳出の抑制・見直しを推進していく上で課題となるのは、限られた財源で最大の効果が得られる行政サービスの提供である。

これの実現には、市民と行政の双方向的コミュニケーションが不可欠となる。すなわち、市民との対話を通して市民のニーズを把握すること、それに対する効果的な政策・事業を策定すること、そしてそれを丁寧に説明して市民の理解を得ることが必要である。これらの実践に当たっては、職員の能力向上に努める。

#### 2 魅力あるまちづくり

いつかきっと帰りたくなる街づくり施策を推進し、住民が自然豊かな食材や時間的な豊かさ、交通の利便性など『愛着あるところ』を再認識しつつ、明るく元気に、安全安心に暮らせる淡路市の『いいところ』を、ホームページ等を活用して発信する。

また、企業誘致活動を通して、定住できる支援策など魅力あるまちづくりに取り組む。

### (公の施設の見直し)

#### 3 市立集会所やその他公共施設の在り方

集会所は、大半の利用は町内会等が行っている現状を踏まえ、淡路市集会施設等設置検討委員会で打ち出された案に基づき、当面は、「現状による無償譲渡」が望ましい。しかし、具体的に進めていく条件整備等ができていないため、今後条件等について検討する。

また、その他の公共施設の見直しは、これまで継続的課題として取り組んでいるが、公共施設等総合管理計画に基づき、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」により整備された施設について、廃止等を行うための課題を整理し、地方債を活用しながら、施設の統廃合や用地の売却等を進める。

#### 4 市営住宅の在り方

市営住宅の管理戸数(1,703戸)は、島内2市と比較してもかなり多く、洲本市(693戸)、南あわじ市(809戸)の2倍強の市営住宅を管理している。

これは、阪神・淡路大震災の影響による災害公営住宅の建設が大きな要因であるが、今後は、施設維持に対する費用の増加や、老朽化による空き部屋の増加などで使用料収入の減少も予想されるため、市営住宅の統廃合を進める。

### (公の施設及び事務事業の見直し)

#### 5 行政評価システム等の活用

職員の意識改革は、行財政改革を推進するためには重要であり、「意識改革なくして改革の目標達成は困難である。」ことを引き続き念頭に置き、職員が「自ら検証し、自ら取り組む」としたコスト意識を常に持つことが重要である。

行政評価システム等を活用し、Plan(実施計画) - Do(実施) - Check(検証・評価) - Action(改善・見直し)といった、いわゆるPDCAサイクルに基づく見直しを定期的に行い、行政運営に反映していく。

#### 6 第三セクターの抜本的見直し

速やかに、市が出資している株式会社キャトルセゾン松帆、株式会社淡路観光開発公社、株式会社ほくだん、株式会社淡路島パルシェを対象に、市内部において当初の設置目的や事業の内容を整理した後、外部専門家を活用して、今後の経営状況の推測から抜本的な経営改善が必要と判断された場合には、統廃合を含め

た可能性を検討する。

## 7 借地契約の見直し

平成26年度の借地契約の件数及び借地料は、島内2市と比較しても突出したのものとなっている。

合併前には、同様の目的で建設した施設が多数ある中で、既に当初の目的が終了している契約や民間による施設の利活用に伴い市が直接関与していない契約にあっては、契約条項に基づき、契約の解除を含め、契約期間終了までに相手方と調整する。

また、借地料については、ほとんどの契約内容が当初のままであるため、適正な金額に見直しを進める。

## 8 民間委託や民間移譲の推進

行財政運営の効率化や住民サービスの向上のため、これまでも民間ができる事業は民間への委託や移譲を実施し、行政責任の確保に留意しながら推進してきた。

市が実施している事業については、引き続き、定型業務に属するものも含めて、指定管理者制度の活用を図ることや民間移譲への可能性を検討する。

### (公営企業の見直し)

## 9 下水道加入の促進

下水道は、生活排水処理により川や海の水をきれいにするとともに、トイレの水洗化等により生活環境を向上させるものである。受益者負担金等の経済負担により、低所得世帯の加入が進みにくい実情はあるが、広く市民に対し、下水道の必要性について十分に理解を求め、より一層の加入推進に努める。

また、公共下水道事業特別会計の財政は厳しい状況にあり、今後は、受益者負担の原則から、下水道使用料の改定を検討する。

### (自主財源の確保)

## 10 収納率の改善

市税、使用料等の収納率は、現年度分については向上が見られるが、滞納繰越分については低下の傾向にある。

市税については、納税者らの公正・公平性の原則を踏まえ、安定的な財源確保のため、滞納管理システム等を有効に活用し、資産調査や預金調査など滞納整理の徹底と強化を図ると共に、使用料等については、受益者の負担等の公平性を確保するため、市税と連携しながら、これら未納者に対して法的手続を図るなど厳正に対応し、収入未済額の縮減に最大限取り組む。

### これまでの成果と今後の数値目標

行財政改革による財政効果額は、淡路市新行財政改革推進方策で策定している数値により検証する(表-1のとおり)。

執行状況(達成率)では、検証年度では対計画比で70%、累積ベースで同じ

く 80%の達成を目標とする。

### 各分野におけるこれまでの主要な改革の成果

#### (1) 組織の見直し

- ・ 合併当初に設置した総合事務所の機能を縮小し、本庁に業務を集約
- ・ 出前市役所の設置（志筑新島アルクリオ内）

#### (2) 定員・給与の見直し

- ・ 定員適正化計画に基づき正規職員数の削減を実施したが、行政サービスの低下を防ぐため臨時職員等を配置した。

（単位：人、百万円）

	22年度	26年度	増減比較
正規職員			
計画人数	647	471	-
実績人数	556	467	89
人件費	3,013	2,819	194
臨時職員等			
実績人数	366	424	+58
人件費	707	837	+130

#### (3) 公の施設の見直し

- ・ 市が管理している施設（約370施設）を対象に、指定管理者制度を導入  
平成27年4月現在で、45施設に導入（集会所、福祉施設、産業振興施設、文化ホール等社会教育施設、プール等体育施設）
- ・ 保育所、小・中学校の再編に伴う、各施設の活用  
旧北淡東中学校（山本光学(株)）、旧野島小学校（株）パソナ）、旧仁井保育所（淡路市社会福祉協議会）、旧野島保育所（兵庫県社会福祉事業団）を無償譲渡
- ・ 特別養護老人ホーム東浦カーネーションホームを聖隷福祉事業団へ無償譲渡

#### (4) 事務事業の見直し

- ・ 各種団体補助金の見直し  
町内会活動助成、社会福祉協議会、商工会、体育協会、文化協会等

#### (5) 公営企業の見直し

- ・ 下水道料金の改正  
平成22年4月に改正し、20m<sup>3</sup>当たり約11.8%の値上げを実施

表 - 1

各分野における改革の成果

淡路市新行財政改革推進方策における改革については、全168項目を掲げ、平成21年度から平成30年度の10年間の計画で取り組んでいる。  
各分野における改革内容については、以下のとおりである。

事業別計画集計表 平成20年度当初予算額を基準とし、実施年度の当初予算額(決算額)との差額を計上している。(単位:百万円)

取組項目	年 度 別 効 果 額										合 計	
	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (見込み)	H27(予算)	H28	H29	H30		
歳 出	(1) 組織の見直し	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	(2) 定員・給与の見直し	615 498 (498) (615)	736 653 (653) (736)	800 751 (751) (800)	989 727 (727) (989)	1,119 792 (792) (1,119)	1,458 860 (860) (1,458)	1,611 899 (899) (1,611)	1,860 1,555 (1,555) (1,860)	1,982 1,687 (1,687) (1,982)	2,170 1,894 (1,894) (2,170)	13,340 10,315 (10,315) (13,340)
	(3) 公の施設の見直し	38 40 (40) (38)	48 82 (82) (48)	57 145 (145) (57)	58 167 (167) (58)	83 127 (127) (83)	83 179 (179) (83)	83 133 (133) (83)	83 83 (83) (83)	83 83 (83) (83)	83 83 (83) (83)	697 1,122 (1,122) (697)
	(4) 事務事業の見直し	70 103 (137) (99)	167 156 (187) (193)	213 287 (279) (231)	218 301 (283) (234)	219 263 (245) (234)	220 250 (234) (236)	221 227 (252) (237)	223 244 (265) (239)	223 244 (266) (239)	223 244 (266) (239)	1,995 2,319 (2,415) (2,179)
	(5) 公営企業の見直し	19 38 (38) (19)	58 84 (84) (58)	66 113 (113) (66)	75 125 (125) (75)	87 122 (122) (87)	100 147 (147) (100)	133 149 (149) (133)	142 142 (142) (142)	151 151 (151) (151)	153 153 (153) (153)	985 1,224 (1,224) (985)
	小 計 A	742 679 (713) (771)	1,008 974 (1,006) (1,034)	1,136 1,297 (1,288) (1,154)	1,339 1,319 (1,302) (1,355)	1,508 1,303 (1,286) (1,524)	1,861 1,436 (1,421) (1,877)	2,048 1,408 (1,433) (2,064)	2,307 2,024 (2,045) (2,323)	2,438 2,164 (2,186) (2,454)	2,629 2,374 (2,396) (2,645)	17,017 14,979 (15,076) (17,201)
	歳 入	(6) 自主財源の確保	82 0 (0) (82)	137 60 (60) (137)	137 70 (70) (137)	140 13 (13) (140)	140 77 (77) (140)	140 172 (172) (140)	140 144 (144) (140)	140 140 (140) (140)	140 140 (140) (140)	140 140 (140) (140)
小 計 B		82 0 (0) (82)	137 60 (60) (137)	137 70 (70) (137)	140 13 (13) (140)	140 77 (77) (140)	140 172 (172) (140)	140 144 (144) (140)	140 140 (140) (140)	140 140 (140) (140)	140 140 (140) (140)	1,336 695 (695) (1,336)
計 (A+B) C	824 679 (713) (853)	1,145 914 (945) (1,171)	1,273 1,227 (1,218) (1,291)	1,479 1,332 (1,315) (1,495)	1,648 1,380 (1,362) (1,664)	2,001 1,608 (1,592) (2,017)	2,188 1,552 (1,577) (2,204)	2,447 2,164 (2,185) (2,463)	2,578 2,304 (2,326) (2,594)	2,769 2,514 (2,536) (2,785)	18,353 15,674 (15,770) (18,537)	
投資的経費 D	255 239 (239) (255)	361 312 (312) (361)	368 222 (222) (368)	353 272 (272) (353)	402 239 (239) (402)	388 116 (116) (388)	345 345 (345) (345)	371 371 (371) (371)	352 352 (352) (352)	352 352 (352) (352)	3,547 2,820 (2,820) (3,547)	
合 計 (C+D) E	1,079 918 (952) (1,108)	1,506 1,226 (1,257) (1,532)	1,641 1,449 (1,440) (1,659)	1,832 1,604 (1,587) (1,848)	2,050 1,619 (1,601) (2,066)	2,389 1,724 (1,708) (2,405)	2,533 1,897 (1,922) (2,549)	2,818 2,535 (2,556) (2,834)	2,930 2,656 (2,678) (2,946)	3,121 2,866 (2,888) (3,137)	21,900 18,494 (18,590) (22,084)	
執行状況	85.1% (( ÷ ))	81.4% (( ÷ ))	88.3% (( ÷ ))	87.6% (( ÷ ))	79.0% (( ÷ ))	72.2% (( ÷ ))	74.9% (( ÷ ))	90.0% (( ÷ ))	90.6% (( ÷ ))	91.8% (( ÷ ))	84.4% (( ÷ ))	
当該年度ベース	(85.9%)	(82.0%)	(86.8%)	(85.9%)	(77.5%)	(71.0%)	(75.4%)	(90.2%)	(90.9%)	(92.1%)	(84.2%)	
執行状況	- (( ÷ ))	82.9% (( ÷ ))	85.0% (( ÷ ))	85.8% (( ÷ ))	84.1% (( ÷ ))	81.4% (( ÷ ))	80.1% (( ÷ ))	81.9% (( ÷ ))	83.2% (( ÷ ))	84.4% (( ÷ ))	84.4% (( ÷ ))	
当該年度以前の累計額ベース	(-)	(83.7%)	(84.9%)	(85.2%)	(83.2%)	(80.5%)	(79.5%)	(81.4%)	(82.9%)	(84.2%)	(84.2%)	

効果額は事業費ベース、( )は一般財源ベース

合計 E の と は当初計画額、 と は実績額と見込み額。

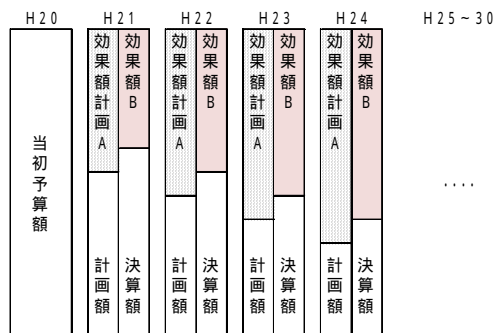
各項目の最上段、最下段の数値(網掛け)は21年度策定時、計画額。

新行財政改革推進方策 事業別計画における効果額 算出方法

$$\text{達成率 (C)} = \frac{\text{当該年度の各年度効果実績 (B)}}{\text{当該年度の各年度計画効果額 (A)}}$$

$$\text{各年度効果実績 (B)} = \text{20年度当初予算額} - \text{各年度決算額}$$

$$\text{最終目標効果額} = \text{各年度計画効果額 (A) の累計 (219億円)}$$



計画効果額:平成20年度当初予算額を基準として、実施年度の予算額との差額で、平成21年度から平成30年度の計画効果額の累計額が219億円。